

公告

指令システム部分更新事業について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）167条の5第1項の規定により、事後審査型一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、令167条の5第2項、尾三消防組合契約規則（昭和59年規則第1号。以下「契約規則」という。）第5条第1項の規定により公示する。また、当該入札の場所、日時等の必要な事項について、令第167条の6第1項、契約規則第8条の規定により、あわせて次のとおり公告する。

令和6年4月4日

尾三消防組合管理者 小 浮 正 典

入札に付する事項	1	工 事 名	指令システム部分更新事業
	2	工 事 場 所	愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地 尾三消防本部他8署所
	3	工 事 概 要	指令システム構成機器の部分更新
	4	履 行 期 間	令和6年6月13日から令和7年2月28日まで
	5	仕 様 書	別紙仕様書のとおり
	6	最低制限価格	有
	7	そ の 他	この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格について審査を行う事後審査型入札である。
入札参加資格要件	8	共 通 事 項	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) この公告の日から落札決定までの期間において、尾三消防組合指名停止等措置要領（平成17年要領第1号）に基づく措置を受けていない者であること。 (3) この公告の日から落札決定までの期間において、個人又は法人の役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2項に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者をいう。）に該当する者でないこと。 (4) この公告の日の6か月前の日から落札決定の日までの期間において、手形及び小切手の不渡りを出していないこと。 (5) この公告の日の2年前の日から落札決定の日までの期間において、不渡りによる取引停止処分を受けていないこと。

入札参加資格要件			<p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てをしていない者又は、申し立てをなされていない者であること。</p> <p>(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていない者又は、申し立てをなされていない者であること。</p> <p>(8) 国税、愛知県税及び豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町における税の未納がないこと。</p>		
	9	建設業許可	電気通信工事		
	10	地域要件	愛知県内に契約行為等の権限委任された営業所等を有する者		
	11	経営事項審査の総合数値	電気通信工事において最新の総合数値が800点以上の者		
	12	配置予定技術者	本業務に専任の主任技術者又は監理技術者を配置できること。また、当該技術者は入札参加申請日以前3か月以上の恒常的な雇用関係があること。		
	13	履行実績	平成30年4月1日以降、現在までに完了又は完了見込みの東海3県（愛知県、岐阜県、三重県）における高機能指令システム整備部分更新委託又は類似業務を受託した実績を1件以上有する者であること。		
入札手続等	14	入札方法	紙入札による。		
	15	落札方式	価格競争		
	16	入札参加申請	提出書類	事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を提出すること。	
			提出方法	提出先に直接持参する。	
			提出先	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地 尾三消防組合 事務局総務課	
			提出期間	令和6年4月4日（木）から令和6年4月19日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日は除く）	
	17	契約条項等を示す場所	縦覧場所	(1) 尾三消防組合 事務局総務課 (2) 尾三消防組合ホームページ	
縦覧期間			令和6年4月4日（木）から 令和6年4月25日（木）まで （土曜日及び日曜日は除く）		

18	設計図書等に対する質問・回答	提出方法	電子メールによる提出とする。 E-mail : soumu@bisan-fd.togo.aichi.jp		
		提出期間	令和6年4月4日(木)から 令和6年4月15日(月)まで (土曜日及び日曜日は除く)		
		回答方法	令和6年4月17日(水)までに 尾三消防組合ホームページに掲載する。		
19	現場説明	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	日時	—	
			場所	—	
		20	入札日時	令和6年4月25日(木)午前10時	
		21	入札場所	尾三消防組合3階第2会議室	
		22	入札書提出方法	入札書は持参とする。 代理人が入札する場合は委任状を提出すること。	
		23	入札回数	3回を限度とする。	
		24	入札保証金	契約希望金額の100分の5以上の金銭的保証 ただし、契約規則第10条及び第11条各号の適用あり	
25	落札候補者の入札参加資格証明資料の提出	提出方法	提出先に直接持参する。		
		提出先	尾三消防組合事務局総務課財務係		
		提出期間	令和6年4月26日(金)正午まで		
26	入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 (1) 資格確認申請書を提出していない者のした入札 (2) 入札参加者の資格を有しない者のした入札 (3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札 (4) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札 (5) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札 (6) 委任状を持参しない代理人のした入札 (7) 記名及び押印のない入札書での入札 (8) 入札書の記載事項が確認できない入札 (9) 入札書記載金額を改ざんし、又は訂正した入札 (10) 虚偽の事実を記載した者のした入札 (11) その他契約当事者があらかじめ指示した事項に違反した入札			

入札手続等

入札 手続等	27	入札執行の留意事項	<p>(1) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。</p> <p>(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を減額した金額を入札書に記載すること。</p> <p>(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)その他関係諸法令等に違反するなどの不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、契約締結後であっても当該入札を無効とし、または契約を解除し、違約金を求めることがある。</p> <p>(4) 入札執行の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者(最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限での範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者)を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとして、落札候補者の入札参加資格の有無について確認を行い、入札参加資格を有する場合は落札者とする。確認の結果、落札候補者が一般競争入札参加資格を有していないと認められた場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合においては、次順位者を新たな落札候補者とし、新たな落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認を行うものとして、入札参加者のうち落札者が決定するまで行うものとする。</p> <p>(5) 入札参加資格の確認結果は、令和6年4月30日(火)に通知する。なお、入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示すものとする。</p> <p>(6) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、組合に対して競争入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対して、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。</p>
	契約 条件	28	契約書作成の要否
	29	契約締結	(1) 本契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年尾三消防組合条例第23号)第2条の規定に基づき、尾三消防組合議会の議決を得たとき

		<p>に、これを本契約とする。</p> <p>(2) 仮契約の締結後、議会の議決までに、当該契約者が尾三消防組合の入札参加資格制限又は指名停止措置を受けた場合、仮契約を解除し、本契約をしないことができる。</p> <p>仮契約を解除した場合、尾三消防組合は一切の損害賠償の責を負わない。</p>
30	契約保証金	<p>契約金額の100分の10以上の金銭的保証</p> <p>ただし、契約規則第30条及び第31条各号の適用あり</p>
31	前払金	設定なし
32	中間前払金	設定なし
33	部分払	契約規則第53条の規定による
34	その他	<p>(1) 資格確認申請書作成説明会は、実施しない。</p> <p>(2) 資格確認申請書のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。</p> <p>(3) 提出された資格確認申請書は、原則として公表せず、また、無断で使用することはしないものとし、申請者に返却しない。</p> <p>(4) 工期は、事情により変更することがある。</p> <p>(5) 入札に参加する者は、契約規則、尾三消防組合入札者心得、公告説明書、設計図書等を熟読し、入札の心得を遵守すること。</p> <p>(6) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該業務の現場に専任で配置すること。</p> <p>(7) 入札に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合、営業停止期間中は、資格確認申請、入札等の営業活動はできないものとする。</p>
35	問合せ先	<p>〒470-0151</p> <p>愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地</p> <p>尾三消防組合 事務局総務課</p> <p>電話 (0561) 38-7202</p>